

## 日本集中治療医学会関東甲信越支部 名誉会員選出細則

第1条 名誉会員は、原則として満65歳以上で、かつ以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 支部学術集会会長経験者
- 2) 本支部に顕著な貢献をした者

第2条 支部運営委員が、所定の推薦状を添えて推薦できる。

第3条 支部運営委員会の議を経て、支部長が推戴する。

第4条 支部名誉会員には、次の恩典が与えられる。

- 1) 支部学術集会における称号授与
- 2) 支部連絡協議会への出席および発言

第5条 本細則は、支部運営委員会の議により改定できる。

附 則 本細則は2017年 7月28日より施行する。

2018年6月29日改定